



2023 年度第 2 回臨時社員総会（第一会）

議 事 録



公益社団法人 日本クレー射撃協会

## 2023年度 第2回臨時社員総会（第一会）

### 議 事 録

1. 日 時 2023年2月2日（金） 13時00分～  
2024
2. 場 所 JAPAN・SPORT・OLYMPIC・SQUARE  
14階 岸清一メモリアルホール3

3. 議決権のある社員（正会員）の総数 47名  
総社員（正会員）の議決権の数 47個  
（出席者 計22名）

坂井 則寿（北海道）、相馬 正（青 森）、藤沼 弘文（岩 手）、  
高橋 一夫（宮 城）、梅津 宣弘（福 島）、江野澤吉克（千 葉）、  
本山浩一郎（神奈川）、齊藤 一幸（山 梨）、菊本 哲也（東 京）、  
安保 裕（岐 阜）、柏木 孝則（三 重）、齊藤 隆司（新 潟）、  
布野 兼一（長 野）、瀧根 隆幸（富 山）、古川 竜則（京 都）、  
難波 克哲（兵 庫）、川井 正巳（奈 良）、森 秀樹（滋 賀）、  
丸石 博（島 根）、藤井 則行（広 島）、長谷川雅彦（山 口）

（委任状による出席者 計25名）

- ◆齊藤豊隆（秋田）が長谷川雅彦（山口）へ委任
- ◆須貝 昇（山形）が高橋一夫（宮城）へ委任
- ◆渡辺久雄（栃木）、中本靖也（福井）計2名が柏木孝則（三重）へ委任
- ◆市川正明（群馬）が菊本哲也（東京）へ委任
- ◆向井寿夫（大阪）が難波克哲（兵庫）へ委任
- ◆大川幹雄（茨城）、栗原貞夫（埼玉）、増田正起（静岡）、黒宮彰（愛知）、  
白坂政治（石川）、岩崎裕司（鳥取）、友國正明（岡山）、村尾泰之（香川）、  
安田岸雄（愛媛）、宮本公一（徳島）、堀川博幸（高知）、堺 良雄（福岡）、  
野中敏郎（佐賀）、市川勝彦（長崎）、三谷千津男（熊本）、福本忠隆（大分）、  
森英典（宮崎）、丸目英隆（鹿児島）、吉山盛充（沖縄）計19名が丸石博（島  
根）へ委任

和歌山県正会員宮本昌幸が和歌山県事務局原田敬司に委任し、原田敬司が  
代理出席

#### 4. 出席役員等

##### ◆学識経験者理事 10名

不老安正（議長／会長）、江野澤吉克（副会長）、  
夏樹陽子（藤井眞紀）（副会長）、畔蒜均（専務理事）、中園功一（常務理事）、  
菊本哲也（理事）、岩尾美和子（理事）、小高左起子（理事）、

小川晶子（理事）、清水光一（理事）

◆ブロック選出理事 4名

梅津宣弘（常務理事／強化委員長）、本山浩一郎（理事）、  
柏木孝則（常務理事／審査委員長）、丸石博（理事）

◆監事 3名

相馬 正、瀧根隆幸、藤沼弘文

◆本部事務局

坂本強（事務局長）、大江直之（事務局アドバイザー）

◆その他

TMI 総合法律事務所 北村直之（弁護士）

出席理事 14名、出席監事 3名

会 長	不老 安正（福 岡）	
副会長	江野澤吉克（千 葉）	
”	夏樹 陽子（ 一 ）	
専務理事	畔蒜 均（千 葉）	
常務理事	柏木 孝則（三 重）	* 審査委員長
”	梅津 宣弘（福 島）	* 強化委員長
”	中園 功一（鹿児島）	
理 事	菊本 哲也（東 京）	* 総務担当理事
”	岩尾美和子（和歌山）	* アンチドーピング担当理事
”	清水 光一（本 部）	* NTC 担当理事
”	本山浩一郎（神奈川）	
”	丸石 博（島 根）	
”	小高左起子（ 一 ）	
”	小川 晶子（ 一 ）	
監 事	相馬 正（青 森）	
”	瀧根 隆幸（富 山）	
”	藤沼 弘文（岩 手）	

（欠席理事 6名）

橋本 聖子（石崎 聖子）（副会長）、  
渡辺 久雄（常務理事／競技委員長）、  
谷本 歩美（鶴岡 歩美）（常務理事／アスリート委員長）、  
本戸歳知（理事）、小松 裕（理事／医科学委員長）、  
ヒロミ（小園 浩己）（理事）

4. 陪 席 大江 直之 （事務局アドバイザー）  
坂本 強 （事務局）  
北村 直之 （TMI 総合法律事務所・弁護士）

## 5. 議長及び議事録署名人

事務局より、定款第 20 条に基づき本総会の議長を不老安正（会長）が務める旨説明。不老議長より、以上のとおり社員（正会員）の出席があり、本総会は適法に成立したので開会する旨を宣した。

また、不老議長より、1 月 1 日に発生した能登半島地震で被災された方々へ見舞い申し上げること、パリ五輪を控えてアゼルバイジャン、韓国、クエートへ選手団を派遣したが成果が出ておらず、残すところ 4 月の最終アジア予選カタールにて選手の活躍を期待する旨の挨拶があった。

また、議長より議事録署名人として、相馬正（青森）正会員と丸石博（島根）正会員の 2 名を指名し、議場に諮りこれを了承。

## 6. 審議事項

### (1) 全理事解任の件について

#### (経緯説明)

#### 事務局より説明

総会招集通知にも記載の通り、昨年 12 月 22 日、正会員 12 名から定款第 18 条第 3 項第 2 号に基づく、臨時社員総会開催請求書が本部事務局へ届いた。正会員 5 分の 1 以上から請求があり、定款に従い 6 週間以内に総会を開催しなければならないため、定款第 19 条第 1 項に基づき去る 1 月 17 日、理事会を開催し、本日の総会を招集することを決議。総会招集通知を正会員各位へ発送した。

正会員 12 名より提出された会議に付すべき事項について審議する必要があることから、本日、臨時社員総会を開催させていただき運びとなった。

本総会の議題については配布次第の通り第 1 号議案：全理事解任の件とあるが、定款第 27 条第 1 項では協会に 14 名以上 20 名以内の理事を置くと定めであり、第 1 号議案の結果により、14 名を下回る場合には、理事を補充するための議決も必要となるために第 2 号議案として、理事の定足数の下限（14 名）に満つるまでの理事選任の件について、ただし、第 1 号議案に基づく理事解任決議により定款第 27 条第 1 項に定める理事の定足数を下回る結果が生じたことを条件とする、と記載させていただいた。

#### 議長より説明。

続いて、今回、理事の解任を求めて臨時社員総会開催請求をされた正会員の中で、全理事の解任請求についての主旨をどなたか説明願いたい。

古川正会員より議長へ、資料配布の許可を経て各正会員へ資料配布。

#### 古川正会員より請求の主旨説明。

この度、私は理事解任を求める臨時社員総会の開催を請求させていただいた。昨年来、協会の理事会において混乱・紛糾が生じていることについて正会員として憂慮しており、これまでの総会の場においても発言し、ガバナンスコードを遵守しながら、理事同士が互いにリスペクトして協会運営をしてほしい旨を要望していたが、理事会内での混乱は収まることなく、遂にはマスコミ等にも報じられるようになった。理事会の運営は全ての理事が責任をもつ

て当たるべきであり、この混乱の責は全ての理事が負うべきものではあるが、理事会議事録を閲覧すると、理事として不適格な方が居ることを指摘したい。

## 1. 2022年度第9回理事会（2023年3月30日開催）議事録

会議冒頭で突然、不老代表理事解職動議が梅津常務理事より出され、江野澤副会長・畔蒜専務理事・渡辺常務理事・柏木常務理事・菊本理事・岩尾理事・本山理事・本戸理事の9名がこれに賛成している。

解職の理由は「学生合宿停止・強化指定選手合宿停止・海外派遣中止」の責任を問う内容であった。これらの理由だけで、この国を代表するスポーツ団体の会長解職の理由になるのか甚だ疑問に思う。

定款第29条では、「副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。専務理事は会長および副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。」と明記されている。副会長、専務理事は定款に明記されている自身の役割である「会長の補佐」を果たすことなく、他の理事7名と共謀して代表理事解職動議に賛成した。この9名の理事は、JOC指導の下、協会運営を是正しようとする不老会長を無理矢理解職し、自分たちに都合の良い理事会を構成しようとする者たちであり、この解職動議に賛成することは協会理事としてあるまじき行為だ。

その一方、夏樹副会長、小川理事、小高理事の発言は至極もつともであり、バランス感覚のあるご発言について全面的に支持したいと思う。

## 2. 2023年度第1回理事会（2023年6月15日開催）議事録

会議の冒頭、柏木常務理事から2022年度第9回理事会の継続審議の協議のための資料を配布した後、その説明の為という名目で、不老会長の事前了解なく、同行した紙尾弁護士を理事会会場に無理矢理入室させようとした。しかし不老会長（議長）の判断で、紙尾弁護士の入室は不許可となり、江野澤副会長・畔蒜専務理事・渡辺常務理事・柏木常務理事・梅津常務理事の5名が紙尾弁護士に説明を依頼した資料を、柏木常務理事が朗読説明することになった。

詳細は議事録にある通りだが、要するに理事会議長選任動議で不老会長を外して糾弾の対象とし、最終的に不老会長の解職動議を求める意図があったものと思われる。結局、柏木常務理事が訴えた疑義については不老会長が詳しく回答している。

しかし論議が平行線を辿っていたため、事務局提案で後日、常務理事会で協議の上、再度理事会で報告、事態を収めることになった。議事録を閲覧し不信感を覚えることは、議長選任採決（議長解任）を求めておきながら、不老会長に論破され旗色が悪くなり、代表理事更迭の理由を問われると、「理解してほしいからだ。会長を下ろすとか首にするとかいうことではない。」と全く矛盾する発言が見られることだ。上記5名の理事は何がしたいのか。察するには5名の理事がこのような行動に出るのには、それなりの理由があるはずだ。仮に不老会長の説明不足が原因で意思疎通が上手くいかなかったとし

たら、定款にある通り副会長と専務理事が会長の補佐として間に入り、円滑に運営できるよう努めるべきであった。邪魔者は排除して自分たちに都合のよい環境をつくろうとする考え方には、協会や所属する選手・会員を大切にしようという発想は介在しない。従って理事5名の行動は全く看過できない。この5名は協会理事として不適格と言わざるを得ない。

### 3. 2023年度第2回理事会（2023年10月17日開催）議事録

10月31日に行われる臨時社員総会前の理事会ということで、議長選任採決動議はなかった。ただパートナーシップ規定で寄付した資金が不正に使用されたと丸石理事が発言しても、同様の被害を被ったとする不老会長以外は、全く問題として取り上げることなく、「我関せず」の態度を取り続けていることに不信感を覚える。不老会長の代表理事解職を求めている理事は、このパートナーシップ規定を制定した令和3年10月27日時点で理事や監事の立場にあった以上、丸石理事に対して何らかのリアクションがあって然るべきであるところ、自分の懐に関係なければ何も行動を起こさない。しかも丸石理事が過去、NTCや強化の件において「判断は間違っていた」と正直に反省の弁を述べていることについても、「僕らは責任を取ってやめるべきだ」という発言についても全くスルーしている。私はもし困っている者がいたら手を差し伸べるのが大人の行動だと信じている。理事会の席上で過去の間違いを真摯に反省し、自ら理事職を辞する覚悟を述べた丸石理事を全面的に支持する。

### 4. 2023年度臨時社員総会（2023年10月31日開催）議事録

私は、臨時社員総会の席上でJOCから求められた「調査報告書」の開示を不老会長に求めた。その際丸石理事より、「調査報告書」を生田弁護士が作成するにあたり、伝聞情報として「常務理事会では（告発されている）関係者3名のヒアリングには賛成しない」という発言があった。常務理事会の議事録は採決で非開示となったため、どの理事が賛成・反対したのかはわからないが、少なくとも2023年度第1回理事会で議長選任動議を出した5名の中の誰かがヒアリングに賛成しなかったものと推測される。最終的に橋本副会長が働き掛けてヒアリングは実施された。しかしながら、第三者である生田弁護士の「調査報告書」作成活動を妨害し、自分たちに都合の悪いことは、隠蔽しようとする態度は決して看過できるものではない。常務理事会で反対した理事は、協会理事として不適格だと思う。

### 5. 「調査報告書」について

調査報告書は第三者の中立的な立場から生田弁護士が作成したものであり、これを基本に論じる場合、中心的な立場にいた高橋義博前会長自身の所業については、この後、司法の場において決着がつくことが予想されるので、現理事解任の議論の場では論じない。現理事に関して言うならば、一つ目は梅津常務理事による装弾販売における利益相反取引と善管注意義務違反。行商

行為は火薬類取締法違反とされている。二つ目に、梅津常務理事のハイパフォーマンクスディレクター就任について理事会に報告・審議・承認がなかったこと。これは本人・理事会共に大きな落ち度だ。

今回の件で改めて考えておきたいことは、協会理事には、利益相反取引と善管注意義務違反を惹起する可能性が出てくる、鉄砲や装弾に係わる業者は理事へ就任できない規定を早急に制定すべきだ。

10月の臨時社員総会でも述べたが、決して選手を利用した利益誘導、金もうけはあってはならない。それ故、装弾・猟銃販売を業務とする梅津商会代表取締役の梅津常務理事は理事として不適格だ。また、理事会の承認なしにハイパフォーマンクスディレクターに就任していることは、不透明な協会運営の象徴的な事案であり、梅津常務理事は結果責任を取りハイパフォーマンクスディレクターを辞めるべきだ。

6. 理事解任を求める臨時社員総会の開催を請求したのは令和5年12月だったが、今年に入り令和6年1月17日に開催された2023年度第3回理事会の議事録を拝読し、さらに疑念と不信感が深まったので付け加える。

会議の冒頭、柏木常務理事から突然不老会長解任動議が出され、江野澤副会長・畔蒜専務理事・渡辺常務理事・梅津常務理事・菊本理事・岩尾理事・本山理事・本戸理事の9名がこれに賛成している。柏木常務理事はいきなり江野澤副会長を議長として指名、不老会長が監事に意見を求める中、一方的に採決して江野澤副会長を議長にした。

そして相馬監事が事態を收拾しようとする発言の最中、柏木常務理事が不老会長の退室を求め、江野澤副会長が同意。それに対して不老会長が退室を拒否して理事会は紛糾・混乱した。結局、暫時休憩し、江野澤副会長が大江事務局アドバイザーと藤沼監事の三人でこの動議の扱いを別室で協議し、会長解任動議は一旦保留となった。いったいこの理事会は何回同じ事をすれば気が済むのか。令和5年6月に開催された定時社員総会で事務局から、「常務理事会を頻繁に行うことで幹部方々の意思疎通の改善を図ることとした」とあるが、議事録を非公開にした「常務理事会」は全く機能していないのではないか。令和5年10月に開催された臨時社員総会で江野澤副会長は「皆の本当の意見が出てこなくなってしまう」から「常務理事会」の議事録は公表しないと発言した。私はこのような非常時だからこそ、協会運営の公平性・透明性を担保する意味で、各理事が責任を持って発言した常務理事会議事録は公開するべきであると考えます。

いつ常務理事会が開催され、誰かどのような意見を持っているのかを知ることが我々正会員の正当な権利であり、それを侵害する江野澤副会長は理事として不適格だと思う。そして柏木常務理事が出した会長解任動議に賛成した9名の、だまし討ちのようなやり方で会長を解任しようとする行動は、昨年6月の定時社員総会でも述べた通り、スポーツマンシップの観点から見れば真逆の行為であり、決して看過することはできない。

繰り返しになるが、江野澤副会長・畔蒜専務理事・渡辺常務理事・柏木常務理事・梅津常務理事・菊本理事・岩尾理事・本山理事・本戸理事の9名は協

会理事として不適格だと思う。

これが今回の理事解任決議において声を大にして述べたい内容だ。

私は一地方公務員であり上記9名の理事とは何の利害関係もない。むしろ9名の理事は東京オリンピックを成功に導き、今まで長年にわたり協会を支えて来られた大きな功績のある方々であると、僭越ではあるが尊敬の念を抱いている。その一方で昨年来の理事会内での騒動はどうしても看過できない。議事録を閲覧すると、同理事9名については「功罪相半ばす」どころか、「罪」の部分がとても大きく見えてしまう。現在、時代は大きく変化している。誰が見ても納得できるような適正な協会運営を行うため、今まで以上にガバナンス・コンプライアンス・インテグリティの醸成を図らなくてはならない。協会が過去のしがらみを断ち切り、新たな一步を踏み出すために、9名の理事におかれては、自発的に一度理事を退任されることを強く求めたい。

議長より説明。

古川正会員より理事解任を求める主旨説明があったが、質問等があれば、挙手の上願いたい。

丸石理事より説明。

今回、このようなことになり大変残念である。私自身は今年で理事になり8年になるが、その中で、他の理事も知らない話があるので説明したい。

まず、国体や本部公式の集計システムの件で、当時の高橋会長と、集計システムの業者間で争いがあり、その時に運用していた集計システムを使わないということとなったが、その時点では2週間後にグランド・マスター大会を控えていたため、高橋会長から私へ集計ソフト作成の依頼があり、私がソフトを作成し大会を無事終えて、しばらくした頃、高橋会長から、私へ副会長になって欲しい旨の連絡があった。時期的には、渡辺幹也氏が亡くなられた時期である。

私は、自分がお役に立てるのであればと思い副会長を引き受け、当時静岡県の正会員であった増田氏が総務委員長に就任された。増田氏は、まじめで真っすぐな人で、おかしいことはおかしいと、ハッキリと意見される方であったが、増田氏が協会役員を辞した経緯について説明をさせていただくと、増田氏が総務委員長として、当時の協会の会計や、予算について業務をされている最中、永島氏がJOCからの委嘱業務に携わっており、その業務に関わる経費については、協会ではなくJOCから支払われる報酬の中で賄うという約束をしていたが、永島氏は協会に対して請求を行っていたため、不審に思った私と増田氏とで永島氏に対して本部事務局でヒアリングを行った。

内容については、例えば、職員規定で定めてある宿泊費については、1泊1万円程度を上限と定めているにも関わらず、3~4万円の宿泊費を請求し、遠征の航空券代にしても、選手は安いチケットを利用するにも関わらず、選手と同じ行程であるはずの永島氏は高いチケットを購入していたため、理由を本人へ確認したところ、「早く終わったら早く帰国したいので、正規の航空券を購入している」という説明であった。



その時に、私が発言しなければよかったが「そこまでケチってレクサスに乗りたいのか？」と言ったところ、それから暫くしてから、三重県で、国体に代わる大会を開催した際に、会場で高橋会長に私が呼ばれ、会場の2階の部屋で「お前は永島にパワハラしたのか」と言われたため、私は否認したが、高橋会長から「永島はお前からパワハラをされた」と言っていると説明され、永島氏と私と高橋会長と話し合い、その際に永島氏からは「私は丸石さんから、レクサスに乗るなど言われました」と発言。高橋会長から、「お前はそんなことを言ったのか」と指摘され、私が発言したのは「そこまでケチってレクサスに乗りたいのか」と言っただけだと回答したが、高橋元会長から「お前はもう一回社会勉強が必要だから、副会長を降りて勉強をし直せ」ということを言われ、直後の理事会では、強化委員長の打診があったが、過去の強化委員長を見てきた上、高橋元会長に対して忖度しなければならない関係性になることを憂慮していたため、後日、電話で辞退する旨を伝えたところ、現在の梅津氏が強化委員長となった経緯がある。

当時の増田氏に関しても、強化委員会の予算について色々と理解し難い支出等が散見されたため、増田氏はそれらについて高橋会長に進言していたところ、高橋会長から「お前の顔など見たくない」と恫喝とも取れるような発言もあり、増田氏は辞任されたという経緯がある。

私もこのような経緯で副会長を下ろされ、権限もない中で何をすることもできないが、理事会の中ではおかしいことが常態的に行われてきたことがある。例えば、高橋元会長が記録業者の方に対して「録音止めろ」と指示した上で、価格の安い公認装弾ではない装弾を販売している射撃場の公認を取り消せなどの発言をして、正当な理由なく理事会に圧力をかけるような言動があった。そのようなことは、議事録には記録されていないが、録音では確認できる。他にも会長の息子を強化選手として指定することなど、当時の理事も会長の高圧的な意見に対して、賛成せざるを得ない状況はよくわかっている。大声で賛成を促すような発言や断定的に賛成させる状況であった。

菊本正会員より発言。

丸石氏の説明している事情はわかるのだが、当事者がいないところでそのような話をされると一方的な話になってしまう。言いたい気持ちはわかるが申し訳ない。

丸石理事より発言

わかった。このような状況下で今回調査報告書が出てきたこともあり、一度、協会をキレイにする必要を感じて、私も理事解任に対して要望を出させてもらった。

川井正会員（奈良）より質問。

丸石理事から説明があったが、不勉強なため、どのような主旨で発言されたのか、良くわからない。内容は前会長に関することであって、それが先ほど、京都の古川正会員の説明と、どう関係があるのかわからない。

丸石理事より説明。

当時の理事会では、反論のできる状況ではなかったことを言いたかった。パートナーシップの件についても、協会の経理担当されている方が、不正を認識された時に、当時の筆頭監事である江野澤副会長に相談をされているが、事態は何も変わらなかった。副会長は会長を補佐するとあるが、今回、会長の解任に対して副会長が賛成するというのは主旨が違うのではないか。そういったことも理解した上で採決願いたい。

高橋会長は既に会長職を辞しておられるので現在は関係はないが、そのような温床が過去あった上で、現在の理事会においても高橋元会長の意思があったような形で構成され、現在に至っているということだ。

川井正会員より質問。

当時、丸石理事は副会長だったのでは。なんだか変な話だ。

丸石正会員より説明。

当時、私は会長を補佐するという役割で賛成したが、現在の副会長は会長を補佐しているか。疑問に思う。

江野澤正会員より発言。

弁解してる。

丸石正会員より発言

江野澤副会長の場合は不適切なホテルの宿泊費を協会へ請求されたり、私は適任ではないと思うので、その点については江野澤副会長に回答を求めたい。

古川正会員より質問。

不適切なホテルの宿泊費とは何か。

江野澤正会員より説明。

千葉と伊勢原の距離が近いのになぜ宿泊を必要とするのかと質問され、女性を連れてきているという指摘があった。自分の女房を連れてくるのがなぜ悪いのか。私はそう思う。そうしたら、まだ結婚してないからだと言われる。そんなことは個人的な事ではないか。今は結婚している。なぜ、それがいけないのか。一人で来るのも大変、夜遅く終わるから、早く来ていたほうが良いということで前泊した。それは、当時の大江局長にホテルを予約してもらい泊まった。大江局長にも事情は伝えた上で了解をもらってある。それで宿泊費用も私が支払う旨を伝えたが、協会が支払う旨の回答であったので宿泊をした。それを悪い方向に持って行って、総会の場のネタにするというのはおかしい。

パートナーシップのお金のことも同じ。私は監査で、大江さんから、こういう依頼があったが、そのお金が協会に振り込まれているのであれば、私が監事であるから責任はあるかもしれないが、他に振り込まれているお金を監査することはできないから、確かに何もしなかった。だが、それを見逃した訳

ではなく、できないということ。監査というのは協会の中のお金を監査すること。くれたのか寄付なのかわからないお金を、監査することはできない。私から見れば、そのお金を支払った人がどういう意味でやったのか、わからないのに、私が言ったら怒られるから監査していないが、それを私が見逃したという話になっている。

これは会を代表する理事の方々が集まった会ではないなと思う。

議長より発言

今、江野澤副会長より大江局長の名前が、宿泊と監査の件で出たが、大江アドバイザーに発言をお願いします。

江野澤副会長より発言

大江さんに聞いてみればよい。

大江アドバイザーより説明。

現在はアドバイザーだが、当時は事務局長であった。昨日も別室で説明させていただいたが、基本的にこれは記録に残るので嘘はつけない。いいですか。

江野澤副会長より発言

いいよ。

大江アドバイザーより説明。

それでは正直に説明する。昨日もパートナーシップの件については、江野澤副会長、監事の方々、柏木常務理事の前でお話したことと同じだが、簡単に言えば協会は資金がない。JOCから補助金が出ているが補助金はあくまで補助であり、例として300万円の事業だとした場合、3分の2の200万円は補助いただけるが、3分の1の100万円は協会の持ち出しとなる。この持ち出しを「裏負担」という表現をしており、この裏負担を協会が資金不足のためできないことから、補助金をJOCに返していた時代があり、協会の原資をつくる目的で協会のパンフレット等を作成し、民間企業に寄付を募る計画であったが、結局、何もせずパンフレットの作成代金の150万円も無駄となった経緯もある。その状況の最中、高橋元会長からは、民間企業の支援は募るとしても、すぐには効果が出ないと思うので、取り急ぎ、会長・副会長の経営する会社から寄付を募り、裏負担にあてればよいのではないかと提案があり、高橋元会長が管理者をされている伊勢原射撃場から60万円、高橋元会長が顧問をされている会社から60万円、不老会長の会社から60万円、丸石理事の会社から60万円、当時の副会長の三浦氏にもお声掛けしたが断られ、合計240万円を協賛いただけることになった。

この協賛金について、協会の口座に入金いただければ良いと思っていたところ、高橋元会長が協会とは別勘定にしたいと言われており、横浜銀行に口座を作るように指示があったため、新規口座の開設を横浜銀行へ申し出たが、3ヶ月の時間を要するという回答であったため、そのことを高橋元会長に報告

したところ、3ヶ月待てないから神奈川県射撃協会の口座に振り込むよう指示されたため、協賛企業には事情説明をして、ご入金いただいた経緯である。その際には各社と契約書を交わし、協賛企業から請求された領収書についても、高橋元会長からの指示で、日本クレイ射撃協会から発行した。その後、横浜銀行から口座開設準備が整った旨の連絡があったため、高橋元会長に伝えその口座への送金をお願いしたところ「俺が管理する」と言われたため、私が問題を指摘したが「俺が管理するから口出しするな」となり、その後も何度も指摘したが応じていただけなかった。

そのため、当時筆頭監事であった江野澤副会長に状況を伝え解決をお願いした。その際に江野澤副会長からは「それは問題だ。俺から高橋さんにはよく言うておく」と、経理の杉野と同席の場で承諾を得た。それは11月であったと記憶しており、江野澤副会長は「今は猟期だから高橋さんも時間を取れないかも」と言われたことも記憶している。その後12月となり、江野澤副会長へに当件について確認の電話をいれたところ「忙しくてまだ伊勢原に行けてない」と回答があり、さらに1月にも電話にて確認したが「まだ話せていない」と回答され、3月末に会計を締めなければならないこともあり、私は高橋元会長に直談判に再度伺い、このことは大きな問題になるので、伊勢原射撃場の公認会計士根来さんにも見解を確認するよう提案した。現在の状況を理解してもらえよう試みたところ、2月になってから、やっと協会の口座に振込みがあった。

菊本正会員より発言

大江さん、今の説明は審議事項には関係ない。

大江アドバイザーより発言

パートナーシップのことについて説明するように、という議長からの指示で説明した。

菊本正会員より発言

やめましょうよ。

議長より説明。

江野澤副会長の発言があったから私が指名して発言いただいた。

大江アドバイザーより補足説明。

パートナーシップの件については年度末前に入金されたので良かったとは、思っているが、このことはJOCに告発された内容に含まれていることから、言いたくないことでも嘘をつくわけにはいかない。

菊本正会員より発言

前会長が良いとか悪いとか審議する場じゃない。

議長より説明。

江野澤副会長が発言されたことに対して回答している。

大江アドバイザーより補足説明。

パートナーシップに関することについて、私は取り繕う気もないし、作り話をやる気もないので、知っている真実を述べたまでだ。本当はこんなことは言いたくはないが、誰かが真実を曲げていることはわかることだ。

議長より説明。

大江前事務局長から説明があったが、他に質問等あるか。

梅津正会員より質問。

配付された資料へ、理事として装弾販売の火取法違反の行商行為について書かれているが、約一年半前のことになる。昨年、神奈川県警へ告発されたそうだが、どこからも事情聴取を受けている訳でもないのに違反していると書かれている。これはいったいどういうことなのか。私は処罰を受けた訳でもなく、協会へ損害も与えていない。私を犯人にしたいのか、装弾の販売をしてくれと依頼された後、6月に理事になり利益相反だと言われているが、利益など殆ど無かった。そのような中で、まるで犯人のような扱いだ。

このような内容を書かれたら皆、射撃ができない。保管をどうしているのか。車の中に装弾を入れて射台に入った。それどうするのか。皆が捕まってしまうのではないか。それでも梅津は違反している、犯罪者だと理解されている。誰がこういうことを、ハッキリしないことを私に対して言っているのか、明確な根拠を示すべきだ。

議長より説明。

梅津常務理事から質問があったが誰か説明する方はいるか。

清水理事より説明。

まず、梅津さんが誤解されているようだ。恐らく古川正会員の火取法の認識についても同様。私が調査報告書を読み込む上で、火取法の条項について確認された方が良いと思われる。

その当時の合宿時には、毎朝4時半に起床して6時からランニングをし、その後トレーニングを行うということ、一日も休まず私は参加していた。他の選手方々がどのように説明するかはわからないが、選手の保管義務がどうこういう問題ではない。このことは梅津さんも誤認があると思うのでハッキリさせておきたい。5～6分時間を頂戴しても宜しいか。

議長より説明。

どうぞ。

清水理事より説明。

例としてあげると、合宿に参加された選手が6名居たとして、その選手達は、

宿泊をして合宿に参加する。その大半が大学生なので、金曜日に前泊をしてから、土・日で合宿を行い、もし月曜日が祝日であれば、土・日・月と行うこともある。この6人の選手に対して、合宿1日のトレーニングに対して、250発を6人の選手に支給する訳だ。つまり4日間の合宿であれば、250発を6人分、それを4日間分の数量を準備する。その数量の装弾を梅津さん自らが、福島から持参するか、付き合いのあった日邦工業から運んで選手に支給することになるが、私はその場に何十回も立会い事実確認している。

梅津さんは当初、黒い車を使用しておられ、途中で白い車に変えられたが、後部にパンパンに積んだ装弾に毛布を掛けている状態から、そのまま選手に渡しており、一日に支給する装弾を支給し終わった後、残りの装弾をどこに保管していたのかという問題だ。

伊勢原射撃場には実包火薬庫がありカナガワ装弾が管理されているが、もしも、そこに保管していたのならば、火薬庫の出納を見ればわかる。車の中に保管するのはダメ、ホテルの部屋に数千発もの装弾を保管することもできない。では何処に保管していたのか、という問題だ。選手の保管云々ではなく、業者の貯蔵、保管、管理に問題があるのではないかということだ。どこに保管していたのかについては、私が調べることではないので、神奈川県警なりが梅津さんに対して、もしくはその当時参加していた選手が、どのような支給方法で支給されていたか確認されることだと思う。それに、当時私は、梅津さんに対して、「このやり方はよくない」と忠告したし、メールも送った。聞いていますか梅津さん。言いましたね、記憶にありますか。

梅津常務理事より回答。  
ちょっとわからない。

清水理事より補足説明。

わかりました。後ほど提出する。そういったことがあった中での梅津さんの発言なんだ。全く関係ない話かも知れないが、私は梅津さんのことを嫌いではない。ただ、言っていることは嘘じゃないか。話がおかしくないか。僕の目を見て言えるのか。 おかしくないか。私は目の前で見ていた。梅津さんにも「これ良くないですよ」と言ったら、梅津さんは「そうだよ、何とかしないとイケないよね、でも俺言えないんだよね」と言った。だから、私は高橋元会長に直訴に行った。でも、お前に言われる筋合いではないと一蹴され、その後も、大江局長とも再度、直訴に行った。結果は同じで、先ほどの丸石さんの説明と同様だ。あなたの言ってることはおかしい、以上だ。

丸石理事より発言。  
議長、補足させてほしい。

議長より説明。  
はい。どうぞ。

丸石理事より補足説明。発言

先ほど梅津さんが言われてた選手の装弾の保管管理についてだが、問われている「業者として」ということ、「個人として」ということは火取法は違う。

梅津正会員より発言。

業者としてということですね。

丸石理事より説明。

銃刀法の条文には、10条4の2項に、保管は内閣府令で定められたところに保管する旨が書いてあるが、それ以外の場合としての記載もある。「使用にあたり正当な理由がある場合にはこの限りではない」と書かれている。従って選手については、試合に行くとか、練習に行く等の行為は正当な理由になるため、今回の一件で選手が困ることは一切ない。銃刀法の10条4の2を確認すればご理解いただけると思う。

議長より説明。

他に何か質問等あるか。

夏樹副会長より説明。

少し話が戻るが、江野澤副会長が先ほど女房を連れて行ったと説明していたが、ここに参加すること以外は全てプライベートだと私は思う。皆、仕事をされながら、夜遅くなったり、大変かと思う。私も夜遅くまで仕事をすることもあり、ほとんど寝ないで車で伊勢原に向かったことが何度もある。高速代もガソリン代も支給されていない。私が理事を受けてから7年になるが、うち5年間については、会議に出た際には600円の支給しか受けていない。従って前日に入ろうが、一週間前に入ろうが、朝一番で飛んでこようが、それはその方それぞれの考え方であり、奥様であろうが彼女であろうが、関係ない。決められた時間に、決められた場所に来るということが、一番大事なのであって、宿泊するとかいうことを、大江さんに請求すべきではないと思う。そこはモラルなんだろう。大江さんが良いと言われているので間違っているとは言わないが、どこかで一線を引いておかないと、どこまでが良くて、どこからが悪いということになるので、くれぐれも理性を持って判断していただきたいと思う。

私は滅多に意見することはないが、一歩引いてこの会での各位の意見を聞いていると、まず、最後まで人の話を聞くこと。話の途中で「茶々」を入れないでほしい。意見に対して中傷してみたり、揶揄したりしないで最後まで人の意見を聞いてください。皆、大人なのだから。以上。

江野澤副会長より発言

私は宿泊代を払う気でいた。予約を大江さんをお願いしただけだ。誰も皆、ボランティアでやっている。承知の上で理事役員をやっているのだから、そういうことを指摘することもないと思う。遅くなったら前泊が要る。だから部屋を取ってほしいと言っただけであって、

それ以上のことを私は言っていない。いいですよと言われるから、私はマズイじゃないんですかと私は念を押した。それを今、言った・言わないと議論しても仕方ない。そういうことをキチンと決めれば良い。  
それと監査の問題だが、監査は集金屋ではなく指摘するところだ。内容を聞いて、これはマズイと判断したら、何も言わないことはない。集金に行っていこうと言われても集金できる訳がない。それは理解して欲しい。

議長より質問。

江野澤副会長の説明について、事務局から何かあるか。

大江アドバイザーより説明。

パートナーシップに関することについては、理事方々には監査権限が無いから、監査権限を持っている筆頭監事の江野澤さんに当時相談をして、会長に進言いただきたい旨を伝え、「わかった」ということだったため2ヶ月待った。2ヶ月待ったが進展しなかったということが時系列上の事実だ。後のことは、各位でご判断いただきたい。私からは以上だ。

難波正会員より説明。

去年10月の臨時社員総会の場で、理事各位へ仲良く前向きに議論をして、会長を応援してほしいという旨を伝えたが、それ以降の理事各位の言動を見たところ、逆方向に進んでいる印象を受ける。今の説明もそうだが、個人的に誰が何をしたということは大なり小なりあるとは思いますが、それで今現在のようになっていることは理解しており、私も今回の臨時社員総会の招集請求には署名させてもらった。

直近の理事会における柏木常務理事が動議発令された、不老会長の解職動議を強行採決され、一応保留になってはいるものの、いつになれば、このような話が終わるのかということで、本日、この場に居る。ここにいる理事各位には、考えて何とかして欲しい。できないのであれば全員辞任いただきたいという気持ちだ。

江野澤副会長より発言。

そのとおりだ。

柏木常務理事より発言

資料を配付したいが宜しいか。

事務局より説明。

本日陪席の弁護士北村先生から助言をいただきたいが、私の解釈を申し上げる。本日の臨時社員総会というのは、議長が招集している訳ではなく、開催請求をされた正会員が主役であるので、事務局では何も資料を準備していない。それは、正会員方々から何も指示をいただいているから。但し、臨時総会開催請求の主旨説明を行うにあたり、京都の古川正会員から説明があると伺ったため、事前に資料を配布する必要があるのか、単に朗読されるの



かを確認したところ、配布してほしいということだったので準備した次第だ。柏木常務理事の資料配布をして良いか否かについては、議長の判断もあると思うが、まずは正会員の方々の了解がないとできないのではないか。北村先生、どうだろうか。

北村弁護士より説明。

先ほどの京都の正会員による資料配布の請求と、柏木常務理事による資料配布の請求は、法的には差異はないと思う。最終的には、議長の議事整理権の範囲内であり、議長の判断には正会員の方々の意向が前提になると思うが、例えば、柏木常務理事が配布しようとしている資料の内容を確認いただき、本件に関係があるということであれば京都の正会員による資料配布と同様に取り扱うということが良いと思う。

事務局長より質問。

最終的には議長判断で良いか否かという点についてはどうか。

北村弁護士より説明。

正会員より資料を配布することのご了承をいただければ良いと思う。先ほど京都の正会員が資料配布したときには正会員より了承を得るプロセスを経ていないことも踏まえ、事務局にて資料の内容を確認した上で議長が判断するという点でも良いと思う。

江野澤副会長より発言。

配って良いのではないか、資料は。

難波正会員より発言。

内容を確認いただいて。

事務局より説明。

どういった資料を配布されたいのか、簡単に説明いただきたい。柏木常務理事は正会員でもあるので、各位はそれを踏まえて聞いていただきたい。

柏木常務理事より説明。

配布したい資料の内容は、不老会長に言わせると、ここ一年理事会が紛糾しているという取り方をされている。多分、各位が目にする情報は開示されている議事録しかないと思う。それ以外であればSNS等を見聞きされていると思う。古川正会員の言われる理事9名は、昨年3月30日に会長の解職動議を出させていただいた。この一年の経過を説明させていただくことで、正会員の方々にご理解頂けるツールではないかと考え、資料を配布させていただきたい。

事務局より発言

最終的には議長の判断ということになるため、内容を確認いただく。

議長より発言

今、柏木常務理事より資料配布を要望しているが、今までの経緯については、正会員各位も十分承知している。今日は理事の解任議案について、審議する方向性をもって開催されているため、資料を配布する訳にはいかない。第1号議案である全理事の解任の件について投票形式で議決をさせていただきたい。柏木常務理事から資料配布した場合には、またそれに反論する資料が出てくる。

北村弁護士より発言。

議長権限ということを申し上げたが、議事の進行については正会員のご判断だと思うので、まずは正会員の方々の意見を頂戴した方が良いと思う。

丸石理事より意見。

柏木常務理事はこれまでに、一生懸命、色々と大会運営に尽くされたことを存じている。私はこういったところでしこりは残したくないので、お互いの資料を公平に開示されても構わないと思う。そうでなければ正会員で採決していただくことでも遅くはないと思う。

議長より説明。

それでは正会員各位へ資料配布の採決をしていただくことで良いかと思う。この状況だと終わらないので採決させていただく。

柏木常務理事より意見。

我々は、3月30日に動議を出させていただき、それ以降、継続審議ということで、何も言わず、理事会で承認された事業を遂行して本日を迎えている。そのあたりの経過について、正会員各位へ配布資料を見ていただき上で、我々が理事会に迷惑をかけているかどうかという判断をしていただくため、一読いただく必要があると思うので、それを踏まえて賛否を問うていただきたく思うが、いかがだろうか。

議長より説明。

柏木常務理事の言われることについて、この問題は3月30日の出発地点が全く間違っている。

相馬監事より意見。

私は資料を配付されることは良いと思うが、今日はやはり、次第に則り総会を進行することが良いと思う。

議長

只今、監事から意見があったが、資料については事務局に提出いただいて正会員に共有するというところでどうか。

柏木常務理事より発言

この後、投票で理事9名の解任ということだと思うが、自分たちの立場について一度も発していない。会長が継続審議ということを経3月30日に言われてから、何も発していない。巷では高橋派であるとか流布されていると感じているが、例えば、今までの理事会でも、高橋前会長を擁護するようなことを言葉として出している人は、この9名にはいない筈だ。自分たちは、この理事会の運営に疑問があるので、解職動議を出させていただいたので、そのあたりの経緯を配付資料に書かせてもらったので、投票前に正会員各位へ見てもらいたい。

議長より説明。

一昨年から色々あったが、昨年2月に伊勢原でトラブルがあった。そこから意見の食い違いが多くなり、その辺りを一から話をするとなれば大変な時間を要することになる。その直後に私に対する解職動議が出た。この解職動議については一方的な内容であったが、そのあたりの説明をするのであればとても時間が足りない。本日もご参集の正会員方々も、意見についてはご理解いただいているので、正会員の皆さんのご判断で否かどうかということと、加えて資料については事務局に提出いただければ、正会員には内容を開示するということが宜しいか。

柏木常務理事より説明。

臨時総会の開催請求が出てから6週間という限られた時間の中で本日の臨時社員総会の開催ということで、昨日時間をいただき、大江アドバイザーを入れて6名の方々に集まっていただいて、3名の監事方々とも話をさせていただいた。自分たちからは何も発信していない状況で、本日の正会員による解任請求ということで。

夏樹副会長より発言

これまでに十分に発信されていると思う。柏木常務理事はおわかりですか。急に採決しようと言われた時に、これはマズイと思われたのだろう。そうではなくて、配布を希望した資料は開示すると議長は言われている。正会員各位へ配布すると。今のこの段階では、目的とは少し違う。まずは、今日の議題についてやろうということだ。必ず正会員各位には、資料を配付すると思うので、議長、進行をお願いします。

議長より説明。

その資料が配布された場合には、私は反論しなくてはならないので、今日は終わらないことになる。そこで皆様にご判断していただきたい、宜しいか。

柏木常務理事より発言。

すみません。少しよろしいか？

議長より説明。  
進行を妨害しないでほしい。

柏木常務理事より発言。  
妨害はしていない。

難波正会員より発言。  
議長、発言を止めてください。

議長より説明。  
そうですね。

柏木常務理事より発言。  
わかりました。

議長より説明。  
発言は止めてください。  
柏木常務理事が要望された資料を配布する件について賛成の方は挙手願います。

議長より説明。  
では反対の方、挙手願います。

議長より説明。  
反対多数で否決いたします。  
それでは資料については事務局へ出してください。

議長より説明。  
第1号議案の理事解任については投票形式で行う。  
解任する理事名に×印を付け投票いただきたい。

事務局より説明  
投票用紙を配布してから集計しますので少し時間を頂戴する。

．．．． 投票・集計 ．．．．  
なお、江野澤副会長、畔蒜専務理事、菊本総務担当理事より、本日付で理事を辞任する旨の辞任届が提出された。

議長より説明。  
総会を再開する。集計結果を事務局から報告願いたい。

事務局より報告。  
投票の集計結果を事務局より報告する。解任すべき理事について出席した社

員（正会員）の議決権の過半数を超えた方のみを発表させていただく。  
江野澤副会長、畔蒜専務理事、渡辺常務理事、柏木常務理事、梅津常務理事、  
菊本総務担当理事、岩尾アンチドーピング担当理事、本山理事、本戸理事、  
以上9名となった。

議長より説明。

投票の集計結果については、事務局より報告があった通りとなり、第1号議案については出席した社員（正会員）の議決権の過半数の賛成により理事9名の解任を決議した。

- (2) 理事の定足数の下限（14名）に満つるまでの理事選任の件について  
\*ただし、前項に基づく理事解任決議により定款第27条第1項に定める理事の定足数を下回る結果が生じたことを条件とする

続いて第2号議案について審議いただく。事務局より議案を説明願う。

事務局より説明

総会冒頭、第2号議案の説明をさせていただいたが、当協会は定款上、理事14名以上20名以下を置かなければならないことになっているところ、第1号議案の決議の結果、9名の理事が解任となり残った理事は11名となって理事の定足数の14名を下回ったので、これに満つるまでの理事選任の件という第2号議案につき審議する。

先ほど解任された理事方々では、理事区分ではブロック選出理事、学識経験者理事の二つに分かれる。学識経験者理事に関しては役員候補者選考委員会で候補者を選び、ブロック選出理事については、当該ブロック会議で候補者が選ばれるため、ブロック理事が解任になった当該ブロックは、後任者を選ぶ権利を有する。従って、後任者を選ぶ作業を、これから当該ブロックでやられることが適切と考えている。

但し、学識経験者理事については、役員候補者選考委員会で候補者を選出するところではあるが、残理事11名、3名のブロック理事が欠けた現状を踏まえれば、欠けたブロック理事が3名補充されれば計14名となるので、14名の理事でリスタートするのか、或は学識経験者理事として、この総会で誰かを選任するのかを決める必要がある。この点を認識共有いただきたい。ブロック理事に関しては、この場で選出をお願いしても欠席・委任されている正会員も居るため、一旦、ブロックに持ち帰っていただき、早急にブロック会議を行う作業が発生する。北海道・東北ブロック、関東ブロック、東海・北信越・近畿ブロックは各1名の理事を補充するためのブロック会議を至急行なっていただきたい。現在の理事・監事の任期は、今年の6月に改選されるため、後任に選出された方も任期は6月までとなる。

議長より説明。

議長から提案をさせていただく。後任ブロック理事の選出については、傘下県協会の意見を尊重した理事会であるべきなので、当該ブロックにおかれて

は、本総会終了後に速やかにブロック会議を開催いただき、後任のブロック理事候補者を選任していただきたい。

従って、本総会は「続行」とさせていただき、各ブロックにおいて後任候補者について協議いただき、計3名の後任ブロック理事候補者選出をお願いする。続行による次回臨時総会の日時は議長一任とさせていただく。

事務局より補足説明。

「続行」という方法は初めてではあるが、弁護士先生へ確認したところ、法人法56条で法的に問題のないことを確認している。年度末を控えていることもあり、できるだけ速やかに後任候補者を選挙いただきたいが「続行」する総会までの期間は1週間程度ではキツイだろうか。

斉藤一幸正会員より意見。

2週間いただきたい。

事務局より説明。

後任ブロック選出理事の内容については、当該ブロック幹事県の関係もあると思うので、該当県協会のご協力をお願い申し上げます。内容についてのご案内は全県事務局宛て、共有のため送付する。

議長より説明。

2週間後を目途に総会継続会を行い、第2号議案について審議したいと思うので、承知いただきたい。継続会の日時については、改めてお知らせする。

森秀樹正会員より質問。

現在、東海・北信越・近畿の3ブロックで1名の理事を出している。前回臨時総会時に私が要望した各ブロックからの推薦された候補者が当該ブロック代表理事になるということの方向性はどうなっているのか。

議長より説明。

その件については、次回の役員改選が行われる今年6月の定時社員総会で実施できるよう検討している。4ヶ月後の役員改選では滋賀県正会員からのご意見を尊重してより良い理事会の構成を図っていきたい。今回は6月までの暫定的な理事会14名の最小限度でいきたい。

森秀樹正会員より質問。

了解した。もう1つ質問がある。

東海・北信越・近畿ブロックの代表理事が柏木氏であった。また柏木氏が代表で選ばれることは有り得るのか。

議長より説明。

本日各正会員の1票1票を尊重しながら決議した経緯であり、新たにそのような意見も出るかも知れないが、それは総会決議を尊重いただきたい。

事務局より補足説明。

解任された理事の後任を決めるのに、解任された方が再度選出されるというのは道理が合わない。そこはご理解いただきたい。

また、本日の第2回臨時社員総会は第1号議案まで、第2号議案の審議を2週間後まで延期するということになるため、今回の委任状は、2週間後の総会も有効となる。但し、今日は出席できたが次回は出席できないケースもあろうかと思うので、改めて通知を送付させていただく。

加えて、ブロック選出理事の数を増やしてほしいという要望を前回の臨時社員総会時に伺った。当時議長を務めた不老会長は前向きに検討すると説明しており、会長―事務局間で必要な手続きの確認作業を行っている。まずは定款の施行についての細則を変更しなければならない。しかしながら、定款の施行についての細則を変更するためには理事会決議が必要となるため、理事会が決議できるようにしなければならない。そのため、今年6月の役員改選に向けて、ブロック理事数を増やすことを理事会でしっかりと決議して定款の施行についての細則を変更した上で、各都道府県協会へ改めて案内申し上げたい。

議長が議長提案について承認いただけるか議場に諮り、出席した社員（正会員）の議決権の過半数の賛成によりこれを承認。

議長より説明。

では、議長提案の承認をいただいたので、2023年度第2回臨時社員総会を本日はここまでとし、後日、第2号議案のうち欠員が生じたブロック選出理事候補者3名の選任する議案のみの審議を決議するため「続行」とすることを宣言します。


続行の日時については、改めて正会員各位へご通知申し上げます。


また、各位も周知の通り、当協会に関することが新聞等で報道されている。記者からは記者会見をこれまでにずっと要望されていた経緯があり、本日の総会終了後コメントする旨を約束している。今日の総会終了後、事務局同伴で記者会見を短時間で行うことをご報告申し上げます。

15時40分 散会

2024年2月2日

公益社団法人 日本クレー射撃協会

議長 不老 安正   
(会長 不老 安正 自筆署名)

議事録署名人 相馬 正   
(相馬 正 自筆署名)

議事録署名人 丸石 博   
(丸石 博 自筆署名)



# 2023 年度第 2 回臨時社員総会（第二会）

## 議 事 録

公益社団法人 日本クレー射撃協会

## 2023年度 第2回臨時社員総会（第二会）

### 議 事 録

1. 日 時 2023年2月21日（水） 13時00分～

2024

2. 場 所 JAPAN・SPORT・OLYMPIC・SQUARE

14階 岸清一メモリアルホール 3

3. 議決権のある社員（正会員）の総数 46名

総社員（正会員）の議決権の数 46個

（出席者 計11名）

相馬 正（青 森）、齊藤 豊隆（秋 田）、藤沼 弘文（岩 手）、  
齊藤 一幸（山 梨）、齊藤 隆司（新 潟）、布野 兼一（長 野）、  
瀧根 隆幸（富 山）、古川 竜則（京 都）、森 秀樹（滋 賀）、  
丸石 博（島 根）、長谷川雅彦（山 口）

（委任状による出席者 計31名）

- ◆坂井則寿（北海道）、須貝昇（山形）、高橋一夫（宮城）計3名が相馬正（青森）へ委任
- ◆市川正明（群馬）が齊藤一幸（山梨）へ委任
- ◆三重県正会員柏木孝則が三重県事務局板崎健人に委任し、板崎健人が代理出席
- ◆中本靖也（福井）、村井泰之（香川）計2名が板崎健人（三重県代理出席）へ委任
- ◆川井正巳（奈良）が古川竜則（京都）へ委任
- ◆宮本昌幸（和歌山）が森秀樹（滋賀）へ委任
- ◆大川幹雄（茨城）、栗原貞夫（埼玉）、増田正起（静岡）、黒宮彰（愛知）、白坂政治（石川）、岩崎裕司（鳥取）、友國正明（岡山）、藤井則行（広島）、安田岸雄（愛媛）、宮本公一（徳島）、堀川博幸（高知）、堺 良雄（福岡）、野中敏郎（佐賀）、市川勝彦（長崎）、三谷千津男（熊本）、福本忠隆（大分）、森英典（宮崎）、丸目英隆（鹿児島）、吉山盛充（沖縄）計19名が丸石博（島根）へ委任
- ◆本山浩一郎（神奈川）、安保裕（岐阜）、難波克哲（兵庫）計3名が不老安正（議長）へ委任

（欠席等）

- ◆梅津宣弘（福島）、渡辺久雄（栃木）、江野澤吉克（千葉）計3名が委任なく欠席
- ◆菊本哲也（東京）が2月2日付で退会したため、東京都正会員は空席
- ◆向井寿夫（大阪）が難波克哲（兵庫）へ委任していたが、難波克哲が欠席したため委任状は無効。

4. 出席役員等

◆学識経験者理事 7名

不老安正（議長／会長）、夏樹陽子（藤井眞紀）（副会長）、  
中園功一（常務理事）、谷本歩実（鶴岡 歩美）（常務理事）、  
小高左起子（理事）、小川晶子（理事）、清水光一（理事）

◆ブロック選出理事 1名

丸石博（理事）

◆監事 3名

相馬 正、瀧根隆幸、藤沼弘文

◆本部事務局

坂本強（事務局長）、大江直之（事務局アドバイザー）

◆その他

TMI 総合法律事務所 北村直之（弁護士）

出席理事 8名、出席監事 3名

会 長	不老 安正	(福 岡)
副会長	夏樹 陽子 (藤井眞紀)	( — )
常務理事	中園 功一	(鹿児島)
"	谷本 歩実 (鶴岡 歩実)	( — )
理 事	清水 光一 (本 部)	*NTC 担当理事
"	丸石 博 (島 根)	
"	小高左起子 ( — )	
"	小川 晶子 ( — )	
監 事	相馬 正 (青 森)	
	瀧根 隆幸 (富 山)	
"	藤沼 弘文 (岩 手)	

(欠席理事 3名)

橋本 聖子 (石崎 聖子) (副会長)  
小松 裕 (理事／医科学委員長)  
ヒロミ (小園 浩己) (理事)

4. 陪 席 大江 直之 (事務局アドバイザー)  
坂本 強 (事務局)  
北村 直之 (TMI 総合法律事務所・弁護士)

5. 議長及び議事録署名人

事務局より、定款第 20 条に基づき本総会の議長を不老安正（会長）が務める旨説明。不老議長より、以上のとおり社員（正会員）の出席があり、第 2 回臨時社員総会の継続会となる本総会は適法に成立したので開会する旨を宣した。

また、不老議長より、全国の正会員各位の支援・協力をもって新たにスタートする気持ちであり、今後の協会運営はガバナンス、コンプライアンスをしっかり守りつつ、組織の公平性・公正性・透明性を持ち、選手の活躍が私共の喜びであり、アスリート・ファーストな組織運営を目指したい旨の挨拶があった。

また、議長より議事録署名人については、2月2日第2回臨時社員総会の継続会であるため、前回同様、相馬正（青森）正会員と丸石博（島根）正会員の2名に務めていただく旨を説明し、議場に諮りこれを了承。

## 6. 審議事項

### (2) 理事の定足数の下限（14名）に満つるまでの理事選任の件について

#### \* ブロック選出理事の選任

##### (経緯説明)

##### 事務局より説明

去る2月2日の第2回臨時社員総会において、理事9名が投票の結果解任となったが、理事3名が決議前に議長へ理事の辞任届を提出されていた。これら理事3名は、江野澤吉克、畔蒜均、菊本哲也であり、協会代表者である不老会長へ辞任届を提出した時点で辞任の効力が生じるため、理事9人を解任した決議は変わらないが、登記上は辞任3名、解任6名となることを説明申し上げます。

その際、解任・辞任された理事方々9名のうちブロック理事が3人含まれていたことから、ブロック理事は傘下県協会の利益代表であるため、傘下県協会の意思が反映された理事会にすべきという観点から、当該ブロックについては後任のブロック理事候補者を各ブロックで至急選んでいただきたいと議長提案したところ、これが承認され、欠けたブロック理事3名の後任を選ぶ継続会を後日実施することを申合せ、散会となった。そして、第2号議案を継続審議するための継続会が、本日2月21日に招集されたということがこれまでの経緯である。

配布資料の通り、北海道・東北ブロックでは梅津宣弘氏の後任として秋田県の齊藤豊隆正会員、関東ブロックでは本山浩一郎氏の後任として、山梨県の齋藤一幸正会員、東海・北信越・近畿ブロックでは柏木孝則氏の後任として富山の瀧根隆幸正会員がそれぞれ後任ブロック理事候補者として選出された旨の報告書が本部事務局に届いている。この3名の補欠理事選任について承認いただきたいことが本日の議案となっている。なお、本日理事選任が承認された場合、後任3名の任期は、退任した理事の任期の残存期間となるため、本年6月実施の定時社員総会終結までとなる。本年6月予定の役員改選については、再度、各ブロックへ理事候補者の選出依頼をお願いすることになる。また、昨年定時社員総会以降、複数の正会員方々より現行ブロック理事の定数4人を増やしてほしい旨の要望が多数出ている。これは定款の施行についての細則を改正することになるが、定款細則の改正は理事会承認が必要であるため、本日選ばれた理事方々を含めて後日理事会を行い、定款細則の改

正を審議したいと考えている。

また、学識経験者理事・監事については、役員候補者選考委員会を開いて、学経理事候補者と監事候補者を決めることとなるが、同委員会メンバーの承認も理事会となっている。本日の臨時社員総会以降に行う理事会において、次の役員改選に向けた準備は粛々と進めていきたい。

また、東海・北信越・近畿ブロック理事候補者として選任された瀧根隆幸氏については、現在監事を務められている。定款第 28 条第 5 項により、理事は監事を兼ねることができないため、本日付で監事を辞任する旨の辞任届が瀧根氏から会長宛て提出されていることを報告する。

質疑後議長より、第 2 号議案の議決方法については、投票形式で行うことを説明。事務局より投票用紙が配布された。

事務局より説明

投票用紙を配布してから集計するため少し時間を頂戴する。

．．．． 投票・集計 ．．．．

議長より説明。

総会を再開する。集計結果を事務局から報告願いたい。

事務局より報告。

投票の集計結果を事務局より報告する。

齊藤 豊隆（秋田）の理事選任 賛成 42・反対 0

齋藤 一幸（山梨）の理事選任 賛成 42・反対 0

瀧根 隆幸（富山）の理事選任 賛成 42・反対 0

議長より、事務局の報告通り出席した社員（正会員）全員の賛成により理事 3 名の選任が承認された旨説明。

また、選任された理事 3 名は本日総会へ出席しているため、事務局から紹介するよう指示があった。

齊藤豊隆理事より挨拶。

選手ファーストで一生懸命、理事として頑張りたいと思うので、各位のサポートをお願いしたい。

齋藤一幸理事より挨拶。

私が居る甲州市勝沼はぶどうやワインで世界的に有名な地域であり、私自身、シャインマスカットを中心に東京ドームの半分ぐらいの面積を孫などと一緒に 2 世帯で仲良く栽培している。

山梨県協会は世代交代の過渡期に来ていることを痛感しており、日頃、若い選手達を叱咤激励をしているところではあるが、お互いに協力しあいながら良い組織作りを目指している。今後は本部で一致団結してワンチームとして

頑張っていきたい。

瀧根隆幸理事より挨拶。

今まで監事を務めていたが、只今、承認いただき3ブロック代表理事を務めさせていただく。微力ながら、本協会へ協力いたしたいと思う。

議長より説明。

来る3月5日、第4回理事会を行い、副会長、専務理事、競技・審査・強化委員長の選任等を行っていく予定である。

また、去る2月2日の臨時社員総会で理事解任が決議されたが、その際、柏木常務理事より、正会員各位へ配布を希望した文書があった。これについて事務局より説明する。

事務局より説明。

来る3月5日に行う第4回理事会について、招集通知は改めて事務局から送付させていただく。

議長から指示があった件については、前回2月2日の臨時社員総会時に、柏木正会員が配布を希望した文書を、総会后に正会員各位へ配布することを議長が約束をして、散会した経緯がある。この約束を履行するため、本日の総会で文書配布をさせていただく。会長が内容を確認したところ、事実と違う箇所が幾つか見受けられた。不老会長としては、時系列で書いてある資料があるため、正しい時系列を正会員方々に再度説明した方が宜しければ、改めてその時系列の文書を会長が作成し、正会員方々に報告させていただくことで情報を共有したいと考えている。まずは柏木正会員から要望があった文書について、正会員各位へ配布させていただく。

．．．． 文書配布 ．．．．

議長より説明。

先ほど事務局説明の通り、時系列の表記に幾つか誤りがある。正会員方々と正しい情報を共有するため、現在、説明資料を作成中である。必要があれば正会員各位へ追って配付させていただく。

## (2) その他

### ◆後任人事について

森秀樹正会員（滋賀）より質問。

本部公式大会が4月に予定されているところ、競技委員長・副委員長がいないう状況になったが、後任は誰になるのか。

議長より説明。

後任についてはまだ白紙の状態だが、3月5日の理事会において選任予定である。会則に基づいて手続きをしっかりと踏んで行く予定である。事業については用意周到で臨みたい。

事務局から補足説明。

本日の総会で学経理事を補充選任いただければ、人材の幅が広がる場所であるが、今回の臨時社員総会は正会員方々から請求されて行うものであるため、後から議題を追加することは法律的にNGとなる。

先ほどの会長説明は、今、理事がミニマム14名揃ったがその中で、後任の競技・審査・強化委員長を決めなければならない、専務理事を選ばなければならないとなるとどうしても限界があるので、3月5日理事会で学経理事が足りないから学経理事を追加補充したいということであれば、役員候補者選考委員会を開いて、学経理事候補者を立てて、再度総会の承認をいただかなければならない。理事を選任できるのは総会だけなので、場合によってはもう1回臨時社員総会を開く必要が出てくる。

また、理事という役職にこだわらなくても、本部に協力いただけることは少なからずあると思う。取り敢えず正会員各位の意志で理事9名が解任・辞任された。本年6月末予定の役員改選までは、何とか正会員各位のご理解とご協力をいただきながら、事業に支障が無いよう取り組んでいきたい。正会員各位におかれては、例え理事という肩書がなくても今後の理事会を支えていただければ幸いと思う。よろしくお願い申し上げます。

古川正会員（京都）から質問。

これまで梅津氏がハイパフォーマンス・ディレクター、永島氏がナショナルヘッドコーチとであったが、今後はどのようなになるのか。

議長より説明。

それについても3月5日の理事会で皆と協議したい。恐らく今の状況では、非常に厳しいのではなかろうかと思うが、理事会の総意で決めていきたい。

森正会員（滋賀）より質問。

3月末までにもう一度、臨時総会があるのか。

議長より説明。

行う。そこで、総会承認を経る必要が出てくる。

余談だが、パリ五輪のクォータ・プレイスが取れていない。少なからず協会の混乱が選手の動揺へ影響したこともあると思う。今までは選手を中心になるような体制が組めなかった。これは深く反省している。今後は、やはり選手あつての協会であることを十分わきまえながら、組織運営をしていきたい。選手第一で取組めばオリンピック選手の輩出に繋がると信じている。今まで組織そのものがそういう歩みをして来なかったから、非常にお粗末なことになった。何とか組織を充実させながら選手を育てていきたい。残すところクォータがかかった試合が4月カタルだけだ。選考会は行わず、現在の強化選手を派遣する。世界中から選手が集まるから厳しいと思うが、何とか頑張ってもらいたいと願っている。

◆事務連絡

事務局から説明。

本日選任された理事3名方々については、登記する必要があるため、事務局から就任承諾書等を発送する。お手元へ届いたら速やかに記入・返送願いたい。

議長より、以上で議案審議の総てが終了したことを告げ、出席各位への慎重審議に対して謝辞があり、閉会を宣言した。

14時10分 閉会



2024年2月21日

公益社団法人 日本クレール射撃協会

議

長

不老 安正

(会長 不老 安正 自筆署名)



議事録署名人

相馬 正

(相馬 正 自筆署名)



議事録署名人

丸石 博

(丸石 博 自筆署名)

